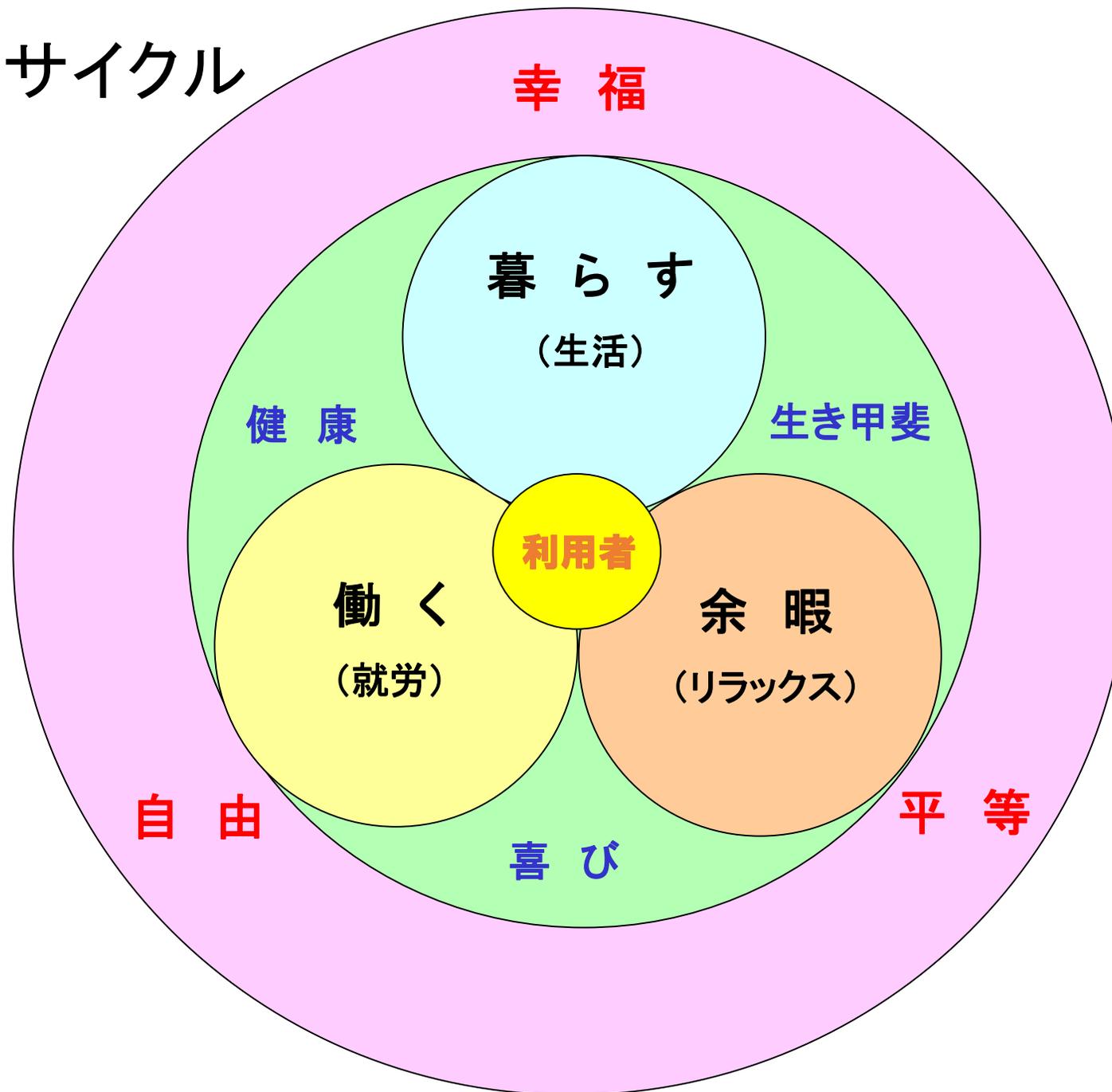


地域生活を支える`暮らし`と`就労`の 新たなサービスについて

就労支援部会

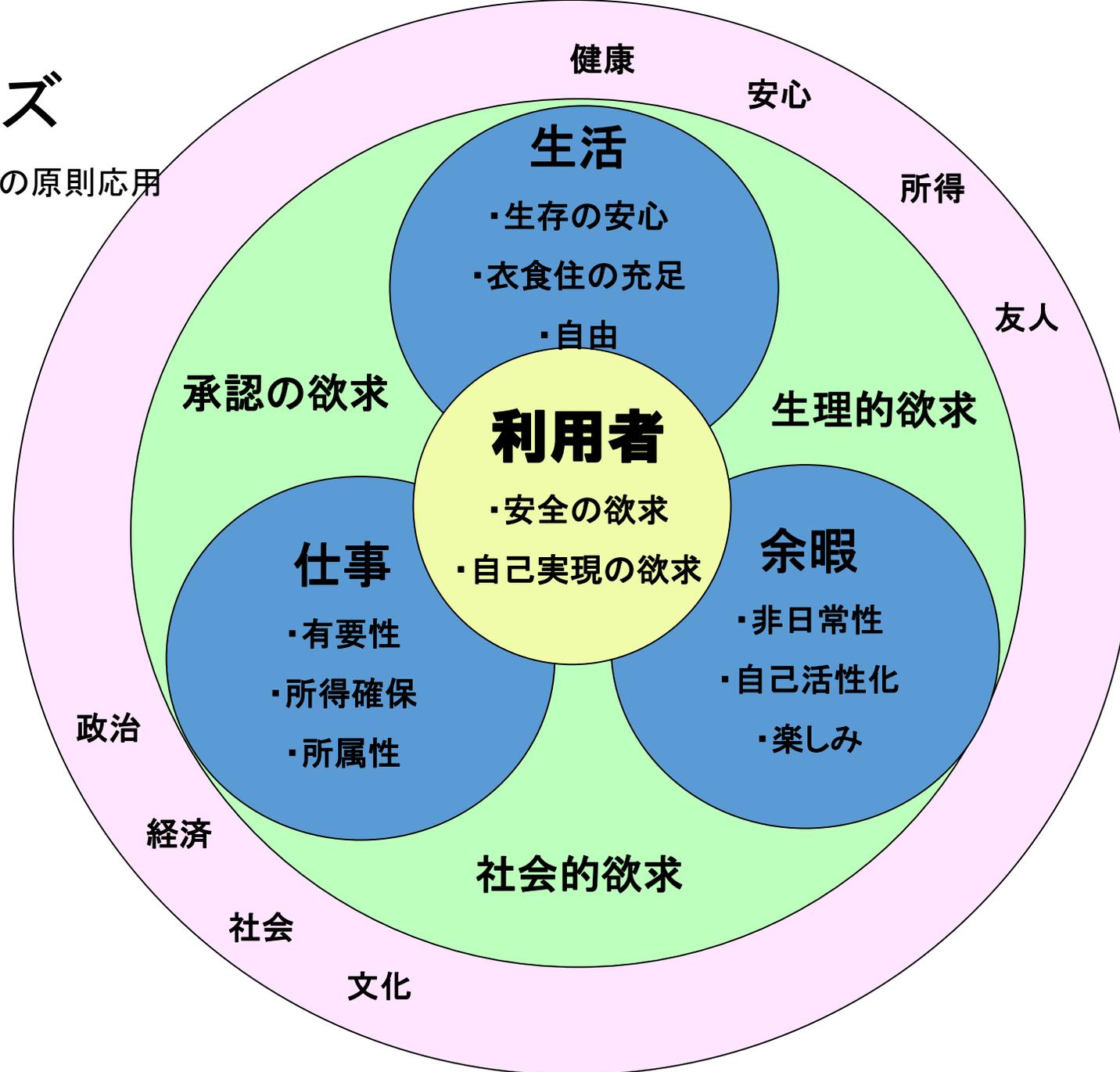
社会福祉法人青葉仁会
理事長 榊原典俊

ライフサイクル



ニーズ

マズローの原則応用



雇用の難しい障害者の地域生活を可能にしている就労支援

1、就労支援A型 地域での自立生活を支えている。
家族・グループホーム・アパート等多様な選択
収入による自立者が多い

2、就労支援B型 入所施設からの地域移行を支えている。
グループホームの利用者が多い
障害者年金＋工賃とで地域生活

3、生活介護 障害者年金、生活保護、（生産型）＋工賃

・日本知的障害者福祉協会 全国就労支援部会

地区代表委員18名自法人のグループホーム利用者977名
内、B型利用者 324名

就労支援・グループホームの制度の見直しは、地域生活に直接影響

障害者の日常生活及び生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法案について

地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設

○障害者が安心して地域生活ができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分でないために一人暮らしを選択できない者がいる。

○このため、障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する。

(自立生活援助)の創設

支援内容

○定期的に利用者の居宅を訪問し、

- ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか
- ・公共料金や家賃に滞納はないか
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

今後の取り組み

（地域生活を支援するサービス等）

○グループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、障害者の一人暮らしを支援する仕組みを構築し、安心して一人暮らしへの移行ができるよう、障害者の日常生活を適切に支援できる者による定期的な訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに位置づけるべきである。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用のあり方についてもその整理を行うべきである。

あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応することができる体制を備えた支援等を提供するサービスを位置づけ、適切に評価を行うべきである。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害の状態・ニーズ・障害特性を踏まえつつ詳細について検討する必要がある。

？

- ①グループホームは施設？
- ②一人暮らしへ移行の経過の住まい？
- ③重度障害者に提供できるサービスの位置づけ？
- ④提供するサービスを適切に評価？
- ⑤障害者のニーズと必要な者？
- ⑥利用者対象を見直す？
- ⑦現に入居している者に配慮して地域移行を進める？

就労に向けた支援を行う新たなサービス (就労定着支援)の創出

- 就労支援を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新に創設する。(就労定着支援)

(就労定着支援)の創設

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。
 - ・遅刻や欠勤の増加・業務中の居眠り・身だしなみの乱れ・薬の飲み忘れ(生活リズム・体調管理・給料の浪費等

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～

障害者の就労支援について 今後の取り組み (基本的な考え方)

○どの就労系福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適正に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃、賃金向上や一般就労への移行をさらに促進させるための取り組みを進めるべきである。また、就業に伴う生活面での課題を抱かえる障害者が早期に離職することがないように、就労定着に向けた支援を強化するための取り組みを進めるべきである。

(就労移行支援)

○就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行うべきである。あわせて、支援を行う人材の育成(実地研修を含む。)や支援のノウハウの共有等を進めるべきである。

(就労継続支援等)

○就労継続支援については、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して就業の機会の提供等を行うとしており、こうしたサービスを利用する中で、能力を向上させ一般就労が可能になる障害者もいることから、一般就労にむけた支援や一般就労への移行実績も踏まえた評価を行うべきである。

また就労支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつけるべきである。就労支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。

さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、就労支援B型の利用希望者に対して本年度から実施されている 就労アセスメントの状況把握・検証を行うとともに、その効果的かつ円滑な実施が可能な体制を整備しつつ、対象範囲を拡大していくべきである。

(就労定着に向けた生活面の支援を行うサービス等)

○在職障害者の就業に伴なう生活上の支援ニーズに対応するため、財源の確保にも留意しつつ、就労定着支援を強化すべきである。具体的には、就労系障害者サービスを受けていた障害者など、就労継定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策と連携して、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活支援等)を集中的に提供するサービスを新たに位置付けるべきである。

(サービス内容の情報公表)

○就労系障害者サービスについて、障害者やその家族等が適切な支援事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報を公表する仕組みを設けるべきである。

？

- 就労Bの支援内容に一般就労移行がいつの間に？
- 就労Bから一般就労の場合、職場定着支援の把握は？
- 離職数順位は半年、5年、3年の順。一定期間支援とは？
- 独立事業では成り立たない定着支援で定着大丈夫？
- 就労定着支援事業は内容により支援密度が高いのでは？
- 離職理由1位は個人都合(マッチング ミス)では？
- 障害者就業・生活支援センターとの関係は？